

禁野校区コミュニティ協議会会則

制定：令和6年4月1日施行

(名称)

第1条 この会は、禁野校区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、枚方市中宮北町4番1号の禁野小学校内に置く。ただし、災害その他やむを得ない事由により同校内に置くことができないときは、別の場所に置くことができる。

(目的)

第3条 協議会は、地域のまちづくりを担う組織として、校区内の自治会（町会、町内会その他の自治組織を含む。以下同じ。）、各種団体等の自主的な活動を促進し、相互の緊密な連絡調整に努めることを通じて地域自治の発展と福祉の増進を図り、住みよいまちづくりを目指すことを目的とする。

(組織及び連携団体)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる校区内の自治会及び団体、委員等の代表者（以下「構成員」という。）で組織する。

2 協議会は、別表第2に掲げる校区内の団体を協議会の関係団体として連携を図っていくものとする。

(活動)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 校区内の自治会の連絡調整に関すること。
- (2) 福祉の増進に関すること。
- (3) 児童、青少年の健全育成に関すること。
- (4) 文化、生涯学習、スポーツ・レクリエーションに関すること。
- (5) 交通対策、防災及び防犯に関すること。
- (6) 生活環境の整備及び改善に関すること。
- (7) 第2号から前号までに掲げるもののほか地域に関わる活動に関すること。
- (8) 広報紙等の発行に関すること。
- (9) 各種団体との連絡調整に関すること。
- (10) 行政等関係機関との連絡調整に関すること。
- (11) その他目的達成に必要な活動に関すること。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 相談役 禁野小学校校長

(役員の選出)

第7条 役員（相談役を除く。以下次項及び第9条において同じ。）は、総会において構成員の中から選出する。ただし、会計監査のうち1名は、役員会の推薦により、構成員以外で校区コミュニティ活動の経験者等から選出することができる。

2 役員に欠員が生じた場合は、会長が役員会の意見を聴いて指名する。ただし、その後に開かれる直近の総会において承認を得なければならない。

（役員の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序でその職務を代理する。

3 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する事務を担当する。

4 会計は、会計事務を担当する。

5 会計監査は、会計事務を監査する。

6 相談役は、会長の要請により、必要に応じて役員会に出席し、意見を述べるものとする。、

（役員の任期）

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は1回限りとする。

2 役員の辞任その他の理由により役員に欠員が生じ、当該役員について補充した場合の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

4 役員から任期中に辞任の申し出があったときは、会長が役員会に諮り、その意見を聴いて認否を判断し、運営会議で報告するものとする。

5 相談役の任期は、その職にある期間とする。

（機関）

第10条 協議会に、次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 運営会議

2 前項に掲げるもののほか、特に必要があると認める場合、総会の議決を得て期間を定めて委員会を設置することができる。

（総会）

第11条 総会は、構成員で構成する。

2 総会は、協議会の最高議決機関であり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 協議会の活動方針

(2) 決算及び事業報告

(3) 予算及び事業計画

(4) 役員の選出及び承認

(5) 会則等の制定改廃

(6) その他議決が必要と認める事項

3 総会は、毎年4月末日までに会長が招集し、総会で選出された議長が運営する。

- 4 会長が必要と認めたとき、又は構成員の2分の1以上の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 5 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、議長又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、会計監査及び相談役を除く役員で構成する。

2 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会議決事項の執行に関する事項
- (3) 運営会議に掲出する案件等に関する事項
- (4) 協議会の資産管理に関する事項
- (5) 第7条第1項ただし書により構成員以外から選出する会計監査の推薦に関する事項
- (6) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 急を要する事項は、役員会で決議執行し、次の総会で承認を得るものとする。

4 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第13条 運営会議は、構成員で構成する。

2 運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 協議会の運営に関する事項
- (2) 事業の実施に関する事項

3 運営会議は、協議会の円滑な運営のために必要と認められる情報の提供及び交換を行う。

4 運営会議は、毎月1回会長が招集し、副会長がその議長となる。

5 会長が必要であると認めるときは、臨時の運営会議を招集することができる。

6 運営会議の構成員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。

7 運営会議の議決は合意を基本とするが、決しがたい場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(広報委員会)

第14条 校区住民へ情報の提供と周知を図るため、広報委員会を設置する。

2 広報委員会は、広報委員長及び広報委員で構成する。

3 広報委員長は、会長が役員会の意見を聴いて指名する。

4 広報委員は、会長が構成員及び校区住民から選出する。

5 広報委員会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙の編集発行に関すること。
- (2) その他会長が必要と認めること。

(事務局)

第15条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、事務局長、書記、会計及び事務局員で構成する。
- 3 事務局長は、会長が指名する副会長が兼務する。
- 4 事務局員は、校区住民から選出する。
- 5 事務局の担当事務は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会の運営事務に関すること。
 - (2) 行政等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 構成団体等との連絡調整に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めること。

(会計)

第16条 協議会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 行政からの補助金
 - (2) 自治会からの分担金
 - (3) 寄付金
 - (4) その他の収入
- 2 協議会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備するものとする。
 - 3 会計事務処理の細則は、別に定める。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査及び報告)

第18条 会計の監査は、隨時これをすることができる。

- 2 会計監査は、会計年度終了後、監査結果を総会において報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 協議会は、個人情報の収集、提供及び管理等に当たっては、個人の権利及び利益が侵害されることがないようにし、正当な理由がない限り、目的外に利用してはならない。

(情報の公開等)

第20条 協議会の運営等について、校区住民から議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求されたときは、前条に規定する個人情報を除き、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

- 2 協議会の運営及び事業については、広報紙等を通じて校区住民に情報提供するよう努めるものとする。

(その他)

第21条 この会則に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、役員会において決定し、その後に開かれる直近の運営会議に報告し、総会において承認を得なければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この会則は、令和6年4月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

(設立時の役員の特例)
- 2 禁野校区コミュニティ協議会の設立時の役員は、次のとおりとする。
 - (1) 会長 森 崇
 - (2) 副会長 森田吉彦 伊原シゲ子 下山伸二 大村顕一郎

(3) 書記 中村勝之 藤村 毅

(4) 会計 加嶋隼人

(5) 相談役 禁野小学校校長

3 前項の役員（第5号を除く。）の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立時の総会後に開かれる直近の総会において新たに役員が選出されるまでの間とする。

附 則

この会則は、令和7年4月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

[別表第1の(1)から「カームリータウン中宮自治会」を削る。]

別表第1（第4条関係）

（令和7年・一部改正）

(1) 自治会

本禁野町内会

西禁野一区町内会

西禁野二区自治会

渚南町町会

中宮第3C地区自治会

第三団地A地区自治会

タウンハウス自治会

ガーデンヒルズ自治会

さくら会

レオグランデ自治会

すみれ会

(2) 各種団体、委員等

福祉委員会

民生委員・児童委員

主任児童委員

禁野小学校

禁野小学校PTA

赤十字奉仕団連合分団

交通対策協議会

防犯協議会

青少年育成指導員

体育振興会

スポーツ推進委員

明るい選挙推進協議会

自主防災会

別表第2（第4条関係）

いきいき広場運営委員会

体育施設開放運営委員会